

第 29 回岩手県文化芸術振興審議会

日 時：令和 2 年 1 月 29 日（水）

午後 2 時 00 分から

場 所：エスポワールいわて特別ホール

1 開 会

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 それでは、ただいまから第29回岩手県文化芸術振興審議会を開催いたします。

私は、文化スポーツ部文化振興課文化芸術担当課長の菅原と申します。よろしくお願いいたします。議事までの間、便宜進行を進めさせていただきます。

本日御出席いただいている委員は、委員総数16名のうち10名でございます。柴田委員が遅れるとの御連絡がございましたが、定足数を満たしており、岩手県文化芸術振興基本条例第24条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、飯森委員、木村委員、五日市委員、齋藤委員、長坂委員、渡辺委員は御都合により御欠席の旨、御連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

2 挨拶

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 それでは、開会に当たりまして、菊池文化スポーツ部長から挨拶を申し上げます。

○菊池文化スポーツ部長 1月も末になりましたが、改めまして明けましておめでとうございます。

日頃から文化芸術行政につきましては、格段の御理解をいただき、また様々な御協力をしていただいておりますことを改めて感謝申し上げます。

また、年明け早々にお手元に事務局案なるものを送らせていただいて、さらに御吟味いただいた経過がございます。本当にばたばたと、役所らしいと言われれば役所らしいと、いろんな先生方の日程も考慮できずに、年明け早々にお騒がせいたしましたことを改めておわび申し上げます。御協力いただいたおかげで何とか最終答申案のまとめが事務的にはできたところでございます。本当にありがとうございます。

本日は、審議会の諮問答申に関する最後の審議会ということで、これまでもたくさんいただいたアイデア、御指摘等最大限我々も組み込んで、事務局案をつくらせていただきましたし、今後の施策においても皆様方のお考えを反映して、しっかりと文化芸術振興に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

本日は、足元の悪い中お集まりいただきましたが、今日会議が実りあるものとなり、で

きますれば事務局といたしましては、無事御答申いただければと考えております。どうかよろしくお願い申し上げます。

3 協 議

【協議】（１）第３期岩手県文化芸術振興指針（案）の取りまとめについて

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 それでは、本日の会議の概要について御説明申し上げます。

まず、これから協議に入りまして、第３期岩手県文化芸術振興指針（案）の取りまとめということで、答申案について御説明申し上げます。

続きまして、もし御了解いただけましたら答申を頂きたいと考えております。

最後、その他の部分でございますが、この１年間指針策定に関わって委員の皆様は御尽力いただきましたことから、委員の皆様から御感想などを一言ずついただければと考えております。説明は以上でございます。

続きまして、協議に入りますけれども、条例第23条第２項の規定によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、以後の進行は佐々木会長にお願いいたします。

○佐々木民夫会長 それでは、第３期岩手県文化芸術振興指針（素案）に係るパブリックコメントの実施について及び第３期岩手県文化芸術振興指針（案）の取りまとめについて事務局から説明をお願いいたします。

○高橋文化振興課総括課長 それでは、文化振興課の高橋です。私のほうから説明をさせていただきますと思います。お手元の資料１―１から順次御説明させていただければと思います。

まず、資料１―１、指針（素案）に係るパブリックコメント実施結果です。既に皆様のお手元にもお配りさせていただいておりますが、実施は昨年11月28日から１カ月ということで、12月27日まで行ったところでございます。寄せられた御意見につきましては、33名の方から71件ということでございました。内容としますと、施策の具体的推進ということで、具体的な取組につきましては御意見がまずは多かったというような状況でございました。

裏面を見ていただきまして、意見の反映状況ということになりますが、施策の具体的な取組につきましては御意見が多かったということと連動してまいります、施策の実施段

階で参考とさせていただくものでしたか、あるいは既に計画案に記載しておりまして、趣旨は同一であるというようなものに整理させていただいたものが多かったというような状況でございました。

資料の1—2を御覧いただければと思います。こちらのほうにつきましてもパブリックコメントでいただきました意見検討結果一覧ということで、個別に一つずつにつきましては、御紹介は割愛させていただきたいと思いますが、ページを開いていただきまして、主なもののみ御紹介させていただければと思います。6のところになります。御意見としまして、「豊かな歴史や文化を感じ、県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる岩手」、これは基本目標としてお示しさせていただいたものでございましたが、具体的にどこに向かうのかということをきちんと明示したほうがいいのではないかというようなことの御意見がございまして、基本目標を少し変えさせていただきましたほか、趣旨を説明する記載を加えさせていただいたというようなところでございます。

また、次のページの14番。施策の具体的推進の指標を中間目標値に修正すべき。最終目標値を記載できないことは理解したが、中間年の具体的目標値であることがわかるように記載すべきというような御意見もいただきましたが、これにつきましては県議会のほうでも御意見をいただいたこともございまして、目標値を令和6年度としまして、この数値を入れさせていただいているというようなところでございます。

また、ページをおめぐりいただきまして、16番でございます。アウトリーチは古いと言われてきている中なので、もっと先進的な取組、レジデンスとかを盛り込んでほしいというような御意見、新しいところでこういった御意見もいただきました。これにつきましては、アーティスト・イン・レジデンスなどの取組を取組項目の中に記載させていただいたというようなところでございます。

また、31番を御覧いただければと思います。障がい者の方々の文化芸術活動、あるいはアール・ブリュットについての御意見もいろいろいただいていたところでもございました。県で実施しておりますアール・ブリュット巡回展、県内4広域圏を巡回して実施しているところでもございましたが、感銘を受けたと、もう少し周知するためにも情報発信をしてほしいというような御意見をいただいたところです。36番、民俗芸能についての御意見もいろいろいただいていたところでもございます。民俗芸能の発表機会を充実させるため、外に出て発表する機会の充実が必要であり補助があると良いなどというような御意見もいただいたところでもございまして、これにつきましては岩手県文化振興基金による助成の取組など

につきましても記載していることを御紹介させていただいているところです。

それから、ページを飛びまして51番のところを御覧いただければと思います。文化芸術を推進する体制の構築というところ、アーツカウンシルにつきましても御意見をいただいております、どのように構築するのが重要と、その工程を示すべきということの御意見をいただきまして、取組のほうに工程について記載していくと、示していくというような取組を追加させていただいたというようなところでございます。

以上で、資料1—2につきまして、簡単ですが、御紹介させていただきました。

それから、資料2につきましては、前回の審議会における委員からの意見と対応方法ということで、こちらにつきましては皆様に御覧いただいているということで省略させていただきたいと思います。

次に、資料3にまいりたいと思います。こちらにつきましては、昨年未までパブリックコメントを実施した内容を反映させまして、それから委員の皆様方にも文書照会させていただきました後にいただいた御意見と対応方法について整理させていただいたもので、これもかいつまんで御紹介させていただきたいと思います。

欄の2行目のところです。施策の具体的推進のところについての御意見をいただいたところでしたが、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大について、障がい者の岩手芸術祭への参加促進が図られるような表現を取り入れていただきたいとの御意見をいただいております、取組の中、障がい者による文化芸術活動の支援について、障がい者の参加を促進、岩手芸術祭に障がい者の参加を促進することについても記載を追加させていただいたところでございます。

それから、施策の具体的推進ですが、重点的取組事項の障がい者による創造性あふれる創作活動の支援のところ、障がい者の芸術作品の商品化について、主眼はそこではないだろうと、踏み込み過ぎであるように感じるというような御意見もいただきましたことから、これにつきましては記述を、本県においても芸術性を認められた障がい者による芸術作品からさまざまな商品も生まれていますという記述をしていたところですが、これにつきまして削除させていただいたところです。

2ページを御覧いただきまして、重点的取組事項、障がい者の創作活動の支援の章になりますが、障がい者芸術作品の評価、販売に係る検討の販売に対する取組が、確かに記載されていなかったというようなところでございまして、この項目自体修正すべきだという御意見をいただきましたので、障がい者芸術作品の評価に係る検討ということで、販売に

つきまして削除させていただきまして、取組が1項目で少なかったものですから、これまで作品として認識されにくかった新しい価値につながる取組事例の調査について追加記載させていただいたところです。

それから、下から2行目。先ほども御紹介させていただきました官民一体による文化芸術推進体制の構築、アーツカウンシルの構築のところですか。ロードマップの策定について具体的に記載をさせていただいたというところでございます。

続きまして、資料4にまいりたいと思います。これまで第28回の審議会あるいは県議会の12月定例会、またパブリックコメント、そういったところでの御意見をいただいてまいりまして、全体的に主にどういったところに変更になったのかというところを大きくくりで御覧いただきたいということで資料4を作成しております。こちらにつきましては、お手元の資料6、指針の答申案と記載しております本編を御覧をいただきながらということで御紹介、御説明させていただければと思います。資料6の指針の本文ということになります。

まずは、これまでいただいた御意見で変更させていただきました箇所でございます。県議会、それから審議会でもいただきました意見を反映しまして、まずは1ページのところでございます。これまで岩手の文化芸術は、脈々たる歴史の継続の積み重ねがあつて今に至っているというような、そういった歴史的な背景を記載すべきというような御意見がありましたことから、1、指針策定の趣旨のところ、資料を読んでいますとアンダーライン部分で記載させていただきましておりますが、岩手の文化のこれまでの歴史につきまして、縄文時代、御所野遺跡の紹介もしながら、それから平泉の世界遺産、そして近世の橋野鉄鉦山の話、そして近代に入りまして原敬あるいは新渡戸稲造、そして文学芸術の世界で活躍したということで石川啄木、宮沢賢治、萬鐵五郎なども紹介しつつ、さらに兜跋毘沙門天立像に代表される仏像の数々があり、鹿踊、剣舞、神楽などの紹介、また祭り、民俗芸能が数多く生まれてきましたと。こうした豊かな歴史の積み重ねと、時代時代の新たな動きを取り込みながら今に至っていますというようなところを記載させていただいているところです。事前にお配りさせていただきました内容から、少し事務局と会長の御知恵もいただきながら修文しておりますので、その辺につきましてはよろしく願いいたします。

続きまして、資料4は3ページ、本文のほうは14ページで御覧いただければと思います。基本目標のところでございます。資料4は3ページ、素案と答申案で御覧いただければと思いますが、豊かな歴史や文化を感じるだけではないだろうと、積み重ねがあつた

ろうということを受けまして、「受け継いで」というような表現。あるいは素案ですと文化芸術に親しみ、文化芸術が創造できる、取り組めるということにとどまっておりましたが、さらに答申案では、文化芸術を通じて魅力あふれる岩手を形づくっていかうということで、一步さらに踏み込んで記載させていただいております、その解説も下に記載させていただいているところでございます。

続きまして、資料4の5ページを御覧いただければと思います。本文の該当ページにつきましては、24ページからということになります。先ほども御紹介させていただきましたが、施策の具体的推進のところに指標と目標値を掲げさせていただいておりますが、これにつきましては目標値を令和6年度のものに修正させていただいているというようなところでございます。

続きまして、資料4の6ページを御覧いただければと思います。本文該当ページ23ページになります。ちょっと戻ります。素案で景観に関する具体の取組がなかったところがございます。ここ(4)の文化財等の保存と活用が一番下のポツのところですが、ここに景観の価値を高める活動促進、あるいは次世代の景観づくりの担い手の育成を図る等々につきまして、取組を加えさせていただいたというところでございます。

資料Aの7ページにまいります。該当ページは本文で24ページをお開きいただければと思います。こちらにつきましては、審議会でも文化芸術を通じた交流の推進ということは取組として追加すべきでしょうというような御意見もいただきまして、素案では岩手の特徴を生かした文化芸術の振興にとどめておりましたが、答申案では、振興と交流の推進ということで、(6)の項として、文化芸術を通じた交流の推進についての取組を幾つか掲載させていただいたというところでございます。

続きまして、資料4の8ページを御覧いただければと思います。本文該当ページ、29ページになります。ここにつきましては、5本目の柱ということになりますが、障がい者による文化芸術の活動の総合的推進というところでございますが、取組内容を少し整理をさせていただきまして、(1)障がい者による創造性あふれる創作活動の支援と、(2)発表、鑑賞できる機会の充実という2つの取組の中項目に、それぞれ取組内容の整理をさせていただいたところでございます。

資料4の9ページにまいります。こちら審議会でも御意見をいただきました「V指針推進の考え方」、表題がちょっと違うのではないかという御意見をいただきまして、まさしく指針の推進ということで、Vにつきましては見出しを「指針の推進」ということで修正

させていただきます。

また、本文38ページ御覧いただければと思います。ここの「V指針の推進」の多様な主体が参画した文化芸術の推進のそれぞれの主体の役割の記載部分ですが、県議会から企業の役割をもう少し踏み込んで、企業自体がいろいろ積極的な参画支援をするというような表現を、もっと踏み込んだ記載をしたほうがいいのではないかといただきましたので、(2) 企業等の主な役割のところ、従業員が参加しやすいということだけではなく、企業自体が文化事業、メセナ活動などによる地域文化芸術活動への積極的な参画支援をするということで踏み込ませていただいて、記載しております。

また、本文39ページのほうになります。こちらにつきましては、こちらの審議会でいただいた意見でございます。(6) 学校、教育機関等の主な役割のところ、中文連、高文連という記載も出したほうがいいのではないかと御意見もいただきましたので、記載させていただきますところでございます。

大きな変更部分につきましては、ただいま御説明をさせていただいたところでございます。本編の全編につきましては、御説明は省略させていただければというふうに思います。

皆様方からいただきました意見、あるいはパブリックコメントなどでもいただきました意見につきまして、文化芸術は幅広の範囲を扱っているというふうに考えておりますが、できるだけ可能な限り、あらゆる分野につきまして盛り込ませていただいたというようなことで、まとめさせていただいたところです。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。資料5については、触れなくてよろしいですね。

○高橋文化振興課総括課長 資料5につきましては、概要版ということで、皆様方ざっとどういう構成になっているかということをごちらのほうで御覧いただくということでお願いしたいと思います。

○佐々木民夫会長 ということでございます。今お話もありましたように、委員の方々は事前に資料とか指針(案)については配付されて、御覧いただいているかと思えます。ただ今、高橋総括課長からお話がありましたように、1ページ等々で若干といいましょうか、文章変わっているところもありますので、あるいは皆さん事前に見ていてここはどうだろうと思ったときに、今日来たときにちょっと違った形で、あるいは戸惑いがあるかもしれないけれども、事情、日程等もありまして、先ほど話しにありましたが、私のほうもちょっと見させていただいて、事務局と相談しながら少し改めたところもあります。そ

ういう形で答申案としたというところでございます。

それでは、ただいま御説明いただきましたものにつきまして、答申案の取りまとめということですので、委員の皆様の方から御質問等ございましたらば、お願いいたしたいと思っております。

板垣委員、お願いします。

○板垣崇志委員 大変充実した答申案になったなということを感じております。趣旨の部分、郵送されてきたほうの資料とはちょっとまた文言の変わった部分がありますけれども、非常に情景が目浮かぶというか、岩手の時間、歴史というものが目浮かぶような趣旨、文が入ったこと、これ非常に重要な点ではないかなというふうに感じました。個人的には太平洋の荒波が打ち寄せるというような文言が入っている、最初のバージョンのほうが好みなのですが、より一層情動を揺さぶるとか、やはり少し控えめにしないといけないという部分だったのでしょうか。このぐらい揺さぶるもの、あとこの趣旨の記載のきっかけになった意見で住民がわくわくするようなというような意見がありましたけれども、「荒波が」とか入るとわかりやすいような気がしたのですが、いかがなものでしょうか。

○佐々木民夫会長 どうぞ。

○高橋文化振興課総括課長 ありがとうございます。わくわくする始まりということだったかとは思うところではあるのですが、やはり例えば豊かな穀倉地帯が北上川流域だけなのかですとか、あるいは険しい奥羽山脈ですとか、わくわくはしつつも少し表現がちょっと突出しているところもあろうかということもございまして、少し丸めたというか全体を網羅できるような表現にさせていただきました。

○板垣崇志委員 ありがとうございます。質問ということからちょっとそれるかもしれませんが、また、答申案の文言が動く可能性もあるような意見になってしまうかもしれないのですが、これまでの会議の中でもアール・ブリュットという定義に関するような御意見というのが何人かの委員の方からも出ておりました。これについては、私もこの後ずっと考えていて、なかなか最適な形というのはどういうものだろうかということ非常に迷う部分でした。改めて文化庁のほうの有識者会議の議事録なども見てみたのですが、やはりそちらのほうでもかなりその部分で意見が分かれるとか、実際には法律のほうでも、計画のほうでもアール・ブリュットというのはいずれ使わない形で完成していて、ただし取り扱いに関してはアール・ブリュットといことが念頭にあるというような、ちょっと

なかなかはっきりつかみがたい実態があったりして、非常に難しいなと思ったのですが、これは意見ということになってしまうのですが、答申案の23ページの（5）の文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進の、県民のアール・ブリュットへの関心をという欄ですけれども、こちら何度か再掲で登場する文言ではあるのですが、これは私のほうで具体的に申し上げますが、「県民のアール・ブリュットへの」という箇所、その後に「県内の優れたアール・ブリュット作品を集めた巡回展」というふうに2回出てくるのですが、この最初のほうの「アール・ブリュットへの関心」という部分、ここはどうしてもアール・ブリュットの語の定義ですとか、あるいはその扱いに関しての多様な意見があるというような背景を踏まえたと、最初のほうに関しては、ここでは「障がい者の芸術」というふうにより特化した表記をしたほうがよいのではないかなというふうに感じました。例えばですけれども、「障がい者による文化芸術活動への県民の関心を高めるため、障がい者による作品を中核とする県内のすぐれたアール・ブリュット作品を集めた巡回展を」というような形ですと、今後のそういった議論で流れが変わった場合にも差し支えなく対応できるような表現になるのかなというふうに感じました。済みません、遅い段階での意見で。

以上です。

○佐々木民夫会長 今の扱いについてはいかがいたしましょうか。

○高橋文化振興課総括課長 ありがとうございます。私たちもこの部分につきまして本当に補強していただいたというか、補足していただきましたとおり、こちらの修文で、そういう指針ということで策定していきたいと思います。反映させていただきたいと思います。

○佐々木民夫会長 板垣委員、ありがとうございました。

それでは、23ページの下にあります「県民のアール・ブリュットへの関心を高めるために」以降の文章につきましては、答申として最終的には今のような御意見を参考にして文章を直し、よりの確で県民が理解できるような形に直すという形にしたいと思います。ありがとうございました。

そのほか御質問。

はい、どうぞ。本村委員

○本村健太委員 今のことは、すばらしい御意見でいいことだと思いますけれども、下の方にアール・ブリュットの説明文がついていますけれども、そこをどうするかというのを決めておかないと、アール・ブリュットは一切ここから抜くのか、あるいは説明どおり出

すのかということはいかがでしょうか。

○佐々木民夫会長 これにつきましてはどういたしますか、事務局として。

○高橋文化振興課総括課長 後段のほうでアール・ブリュット作品を集めたというのが出てくるということで、いずれにしても注意書きが必要だというふうに考えていまして、これにつきましては、私どもにおきましてはこの注釈で解説させていただきたいというふうに考えております。

○高橋文化振興課総括課長 本村先生、何か。

○本村健太委員 いや、それでいいと思います。ここで使わないならどうするのかなど。

○高橋文化振興課総括課長 本文で、後段のほうで出てくることになろうかなと思います。

○佐々木民夫会長 ということでございますので、最初のほうは障がい者云々という形で、その次にアール・ブリュット巡回展という形で、片仮名語でまだ十分に理解されない場合は脚注をつけるということですので、ここにあるものをつけていくと。つける箇所が違ってくるということかと思えます。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

上田委員。

○上田吹黄委員 最終的なこの案ですけれども、さまざまな分野からの、市民の意見も含めて幅広く盛り込まれて、非常によくできたなというふうに感じておりまして、そういった意見を受けたときに、文章表現御苦労なされたのではないかなというふうに、盛り込まなければいけないものをみっちり盛り込むと非常に難解になっていくという側面があるかなというふうに、非常に苦労のにじみ出ていることを読みながら感じておりました。

私の立場から意見させていただいたことも非常によく取り入れていただいて、景観等のことも見事にまとめていただいておりますけれども、ちょっと気になったところがございまして、17ページですが、よくよく文章を推敲して、結果的にはこれでいいかなというふうには思うのですけれども、(1)のところ、本県の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進の中の景観に関する部分、「本県の自然や歴史・風土に生まれ・先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術や文化財、景観等の魅力に触れ、理解するとともに、新たな文化芸術を創造し、次世代に継承していくことが必要です」というふうに景観等をぐっと盛り込んでいただいたのですが、非常に文章が流れにくくなっているような気もいたしまして、先人によって培ってきた芸術文化や文化財というのはよくそのまま自然に形容されているのですけれども、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術、培ってきた景

観というと、培ってきた景観というのも微妙な違和感を感じたりもしているのですけれども、全体としてのまとまりとして内容としてはいいかなと、文章の推敲というのはすごく難しいかなというふうに感じたところですが、仮に先人たちによって培われてきた多くの豊かな文化芸術や文化財、景観等の魅力に触れ云々というところとちょっと流れるかなというふうにも思ったりもしました。

盛り込むために非常に御苦労なされたという感じはしていました。さらに、具体的な中身の中でも非常に積極的な取組を載せていただいたということ、とてもよかったなというふうに思っています。そういったところです。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。全体として主体と述語がどうかかかっていくかということを中心にかなりの部分を私も読ませていただいて、皆さんも読んでいただいて、従来のものに比べて主体の動きが明確になるような形で書かれているのかなということ、今言ったように受け身的な形に日本語的に書くよりはより積極的に書いたほうがということですから、上田委員の趣旨は十分入っていると思いますし、私が言うのも変ですがけれども、景観ここにあってもあれでしょうから、これでよろしいのではないかなと思っております。御意見としては、今後また見るときにそういう点を確認していただければと思っています。ありがとうございます。

熊谷委員。

○熊谷常正委員 私も「荒波に打ち寄せる」が気になって、板垣さんと同じようなことを発言しようかなと思っていたのですが、なくなりました。せっかくこの歴史的な経過を入れていただいたわけでありましてけれども、基本的にこれは中嶋さんに確認したほうがいいと思うのですが、日本最大の一木造りの守護神である兜跋毘沙門天立像、兜跋毘沙門天は神なのか、天部だから垂迹に基づけば守護神としていいですか。微妙ですよ、神様としてはあがめられてきたけれども、兜跋毘沙門天そのものは神かどうかということになるとちょっと。

○高橋文化振興課総括課長 そうですね。オリジナルのところもあるのですが、これにつきまして岩手県立博物館のホームページの記載振りなども参考にさせていただいておまして、守護神というような記載がちょっとありましたところなのですが、この辺は本当に中嶋先生ですか熊谷先生ですか御意見いただきたいと、お願いしたいと思っております。

○熊谷常正委員 それからもう一つ、その前に「海外にも名を馳せる多彩な偉人」とある

のですが、偉人という言葉が適切なのかどうか。最近では先人という言葉で、盛岡市も結局先人記念館という名称にしたのが、この偉人というものの自体が、評価自体が変わっていくということで、大分使わなくなってきましたので、その辺。

それから、ついでと言ってはなんですが、平泉についてです。「平泉を中心として、浄土思想の考え方に基づいて多様な寺院・庭園」とあります。多様でしょうか。考え方に基づいた寺院・庭園のほうがいいのではないかなと思います、二つしかありませんのでというようなことです。

あと、前には南部氏と伊達氏の領土となり、この領土という言葉は当時もありませんので、ちょっと突っ込もうと思ったのですが、それなくなりました。

それから、大変申しわけないのですが、例によって24ページに出てきた言葉の中に郷土食とか郷土史という言葉があるのです。郷土、郷土史は今では国のほうでは使っておりませんので、これもちょっと確認していただければと思うのです。郷土という言葉自体がやっぱり明治になってつくられた国策用語であるというふうになってきていまして、今は余り使わなくなってきました。御確認いただければと思います。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。今、熊谷委員から話がございました、1ページのところの文言と24ページの文言、適切な形にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

どうぞ、中嶋委員。

○中嶋奈津子委員 「守護神」という言葉は要らないのではないかと思います。

○佐々木民夫会長 それでは、1ページのところでは日本最大の一木造りの兜跋毘沙門天という形でやるという形にするということです。

それから、私が言うのも変ですけども、水沢緯度観測所というのは古い名前なので、もしかしたら、今だと国立天文台云々ということになっているので、あるいは括弧書きか注意書きでやったほうが今の人は水沢緯度観測所と探してもないわけですので、その点ちょっとと思っております。

それから、24ページの郷土食、郷土史という、かつて使っていたのですけれども、誤解にならないような形で直していくということにいたします。

1ページのところは私が言うことないですけど、先ほど熊谷委員からいみじくも、板垣委員からもありましたように、荒波から出てきて非常にそういうのもまさに多様な云々なのかなと思ったのですけれども、やはり変な意味ではなくて、指針の中でも岩手の文化芸

術の豊かさであったり、先人からの知恵であったりというものを受け継ぎながら新たなステップに行くという形で、プラスイメージというわけでないですけれども、そういうものを歴史的に踏んでいって、第1回目の審議会のときに菊池部長もお話しされましたけれども、要はストーリーといいたいまいしょうか、岩手の歴史、ストーリーみたいなものをこのところで書いていこうというのが、多分議会の先生方からも同種の意見が出たということのようですので、事務局の方に短期日の間に御苦労いただいて、お直しいただいてなったということでございます。ありがとうございました。

それでは以上、若干直すところはありますけれども、ありがたい御意見いただきましたけれども、そんな形にしたいと思います。指針につきましては、これまで3回の審議会で議論を重ねてきたところでございます。委員の皆様にはそれに加えて、あるいは別途な形でメールだったり、個別の意見等をお電話で頂戴したということをお伺っておりますが、厚く御礼申し上げます。

それから、先ほど説明ありましたように、前回も出たように県民のアンケート、意見交換会、パブリックコメントなど幅広く多くの県民の皆様方の御意見を伺って、それらを答申案に反映させる形で今回つくったというところでございます。重ねて御礼を申し上げます。

それではお諮りいたしますが、本日お配りしております指針（案）に、若干の字句の修正は別として、知事へ答申することとして御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。それでは、この案により知事へ答申することに決定いたしました。

では、ここで一旦事務局に進行をお返しいたします。

4 答 申

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 それでは、ただいま決定いただきました第3期岩手県文化芸術振興指針につきまして、岩手県文化芸術振興審議会会長から知事に答申いただきます。

本日は菊池部長が答申書をお受け取りいたします。

佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木民夫会長 審議会の意見を尊重し、今後の文化芸術の振興に尽力賜りますようお願いいたします。

○菊池文化スポーツ部長 ありがとうございます。

[答申書手交]

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 それでは、部長から一言お願いいたします。

○菊池文化スポーツ部長 ただいま委員長から答申を頂戴いたしました。事務局としては、ほぼ2年間下準備からいろいろ作業してきた結果、今日皆様本当にたくさんの熱い御意見、お考えを盛り込んだ答申をいただきまして、本当に感無量でございます。

東日本大震災津波からの復興、あるいはその他さまざまな災害ある中で、復旧・復興を進める中で、文化の力というのは県民の方々にさまざまなパワーを与えているのだなということを目の当たりにしてきました。この文化振興指針につきまして、まずもって大震災、そしてその後いろいろと台風災害とか水害とかいろいろございました。こういう天災に立ち向かって、荒波の三陸もあるのですけれども、厳しい我が岩手、風土の中で、県民の皆様がしっかりと息づき、そして日々を暮らしている、その中でやはり文化芸術の力がそれを支えているのだということを改めて認識し、今後の施策に生かしていきたいと思っております。

今年は、オリンピック・パラリンピックの年でもございます。これも我が県は競技会場ではございませんが、さまざま形で被災3県とよく言われております、熊本も合わせて被災4県と言われておりますが、国内外からこれまた注目される大きな機会となります。ラグビーワールドカップでもあのような釜石でのいろいろなプレゼンテーション等、世界で評価されているわけです。オリンピック・パラリンピックにおいても、競技はありませんが、そのかわりに文化芸術の民俗芸能をはじめ、皆様のさまざまな芸術作品、あるいはその発表の機会を設けながら、岩手らしさをしっかりとアピールし、そして世界に感謝を伝える機会にもなろうかと思っております。そのためにもこの指針が変な意味ではなく、間に合っただけよかったなと思っているところもございまして、本当にありがたい限りでございます。

我々事務局、これからも業務に精励してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は佐々木会長にお願いいたします。

5 その他

○佐々木民夫会長 それでは、その他でございます。予定の時間、あと残りもう五、六分しかございませんけれども、少し3時15分か20分ぐらいまで延ばさせていただいて、もしよろしければ、冒頭の事務局からお話ございましたように、この1年間、この第3期、委員の皆様には御尽力いただきましたけれども、今期の審議会の任期は今年5月とされておりますので、答申の際にお寄せいただいた意見なども含めて、いろいろ今後の期待も含めて感想等、本当に手短でございます、1人1分とか2分ぐらいでお話しいただければと思っています。時間の制限をさせていただいて何か恐縮でございますけれども、感想とか県への期待ということでコメントいただければと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、柴田委員からお願いいたします。

○柴田和子委員

関係課の皆様御苦労さまでございました。また、委員の皆様お疲れさまでございました。すばらしい答申ができたと思っております。私は、芸術文化協会の立場として障がい者の皆さんの岩手芸術祭の参加ということをや何とか実施していきたいと思ひまして、今年の芸術祭でそれが実現するように心していきたいと思っております。やはり次世代への、子供たちへの芸術文化の波及、育成によって岩手の文化芸術の裾野が広がって堅固なものに発展していくようにということが一番望むものでございます。それから岩手の景観にも心を注いで、それをなるべく破壊しないように岩手芸術文化と一緒にそちらのほうにも取り組みたいと思っております。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。では、田口委員お願いいたします。

○田口博子委員 私は今期初めてでしたので、どのようなことをするのか最初は戸惑いもありましたけれども、先輩たちのいろいろな御意見を聞きながら、自分なりに考えながら発表させていただいたこと、あとは本当に細かいところまで吟味しておつくりになるのだなというふうに、いつもさっと見るようなものだったのをこれからはこういう県がつくったものをしっかり見て、こんな苦労してつくっていらっしゃるのだなというのを改めて感じながら読ませていただきたいなと思ひました。

あと、私の立場として言わせていただきますと、やはり柴田さんと同じように岩手の芸術祭とかですが、どうしても特定の団体に偏っていて、いろんな団体が出たくても出れないというのがずっと続いております。県民のための芸術祭でありながら、いつも同じ団体というような形が多うございますので、どうぞいろんな団体が出れるような、例えば子供のオーケストラなんかでもいろいろあるのに1つしか出れなかったりというのがありますので、ぜひいろんな団体が一緒にできるようなステージができると裾野が広がってくるし、若い世代がだんだんそういう経験を積めるのではないかなと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。中嶋委員お願いいたします。

○中嶋奈津子委員 皆様、本当にお疲れさまでございました。そして、先生方も委員の皆様も本当にどうもありがとうございます。お疲れさまでございました。

今日、改めて拝見いたしまして、県外の方も、そして県民も非常に興味を持てるような内容につくっていただいたと、私も興味深く拝見しておりました。

ふだん民俗芸能に触れることが多いために、その点でいろいろ御意見させていただきました。先日もある地域の若い方々の担い手を集めた意見交換会というものに行きましたが、若い人たちは私が思う以上にすごく真剣に考えていらっしゃいます。そういう方々がこれを御覧になったら、非常に喜んでいただける内容にさせていただいたと思います。

どれほど大変だったことかと思えます。ありがとうございました。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。本村委員お願いいたします。

○本村健太委員 皆さんお疲れさまでした。素晴らしいものができ上がったなと思っておりまして、これにかかわらせていただいて本当にうれしく思っております。

最初に、ちょっと心配していましたのは、いろんなジャンルがあって多様なものですから、それを入れていくに従って、どんどん、どんどん当たりさわりのない丸いものになって、その丸いものもどこかでもできるような、他の県とか、そんなどこでもできるようなものになって、しかも東京とかの縮小版のちっちゃい丸になると、ちょっとどうなるかなと思っていましたのですけれども、しっかりと岩手県ならではの歴史や自然、風土の背景をストーリーに盛り込んで、そして特に私が関心を今持っているのは障がい者による文化芸術の推進というところで、そこがかなりとがってきたなと思って、ここはやはり日本あるいは世界に対してこれから発信できるところではないかなと。専門の板垣委員いらっしゃいますので、すごく期待しているところなのですけれども、県の芸術祭なんかでもより障が

い者の方々が、絵画や現代芸術、その他のいろんなジャンルがあるのですけれども、そこにどんどん応募されてきて活性化していくと、また岩手県の芸術文化の風景が変わってくるのではないかなというふうに期待しております。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。それでは、坂田委員お願いいたします。

○坂田裕一委員 皆さん、お疲れさまでした。この5年間の指針で今回大きな点が幾つか盛り込まれていると思います。障がい者の文化芸術の推進に係る事項、それから今後の取組の中で出てくるアーツカウンシル、アーティスト・イン・レジデンスという新しい考え方、この考え方が5年後にどうなっているかということが問われていくのだろうと思います。そのためには、岩手県内の多様な人材、これは文化芸術をやっている人だけではなくて、国際交流とか、観光とか、社会福祉とか、これも文化芸術基本法の理念の中に入っていることですが、各領域を横断的に結んで文化芸術を振興していこうということに通じていくわけですが、そういった人材を、発掘、育成していかなければいけないのではないかなと思っています。そのためには、アーツマネジメントをやる人材の育成ですが、やっぱり大学などときちんと連携をとって長期の育成講座をしていかなければいけないのではないかなというふうに考えています。そういった実効性のあるものをしていただきたいなというふうに思います。

それから、この前東京でいろんな方とお会いしたときに、関西というのはすごく打って出るけれども、東北の人というのは全く出てこないよねと言われて、この消極性についてかなりしつこく言われました。だめ元でいいじゃないか、もっと発信したらということと言われました。本当に肝に銘じてきました。そういったことも必要ではないかなというふうに思います。岩手の文化を全国に発信していくという勇気を持たなければいけないのかなというふうに思っています。

それから、最後をお願いなのですが、新しく指針の冊子をつくるのですよね。私、コーディネーターとして県内のネットワーク会議とかさまざまな会議に行って、実は今回の指針のもとになる文化芸術基本法とか、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、それから劇場音楽堂法、これいわゆる文化芸術三法と言われる基本法ではないかなと思っています。それを知らない文化芸術関係者がすごく多いのです、行政関係者も含めてですね。ぜひそういう関係法律というのですか、この指針のもとになる法律、今回初めて法に基づいて書くというふうに明記されていますので、条例とともにこの法律もこれに載

せていただければありがたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。熊谷委員お願いいたします。

○熊谷常正委員 令和のスタートとともに、文化財が大きく変わることになりまして、県のほうでいろいろな計画をつくり、市町村もそれにあわせて計画をつくらなければいけない時代になりました。そういった意味で、文化財というジャンルだけではなくて、やっぱり住民主体の文化芸術の戦略を構想していく上で基本になる指針ができたものだと思います。これを文化財側、あるいは歴史研究の側でどのように生かしていくかというのは、実際これを使ってこれからもいろいろ考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。高橋委員お願いします。

○高橋嘉行委員 私、去年の6月にこちらに入れていただきまして、今までの立場と全く違うポジションにすごく戸惑いがあったのですけれども、皆さんの策定に向けた努力というものを目の当たりにさせていただいて、本当にお疲れさまでしたという思いです。

ただ、これで終わりではなく、これからこの指針案は県議会の議決も必要ですし、それがいわばスタートということだと思います。これまでも県民計画との整合性だとか、それからの方向性ということ等を意識しながら一生懸命やってこられたと思うのですけれども、今後、具体的な推進に当たっては、まさにこの計画の中で県だけではなくて市町村、それからNPO、それから企業、多様な主体とお互いに合意形成に努めながらすばらしい岩手をつくっていくのだと、そういうところが目指す姿なのだろうなというふうに私は理解しております。それを実現するためには皆さんとの話合いも大事ですし、そして議論をして方向性を決めていくと。

あとは、予算の確保ということも、これは県だけではないのですけれども、そういうことですので、4月から用意ドンでスタートできるように、まずは議会を通すというようなことでそこに注力していただいて、それが終わった後ですばらしい岩手の魅力をつくっていくのだ、みんなが岩手に住む喜びを感じるのだというような、そういう岩手づくりの大きな一翼を担っているのだということで、今後なお頑張っていただきたいなと思います。本当にお疲れさまでした。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。それでは、上田委員お願いします。

○上田吹黄委員 私は、岩手の自然の美しさというのは格別だなと他県に行ってしみじみ

思います。海、山、川、そして平野、そこにできてきた集落であるとかまち並みというのもとてもすてきなもので、自然と景観というものを大事にしていくと。そこで営まれた暮らしの中で文化が生まれてきたと、岩手独自のものというのを大事にしていくということが岩手の大地に根差した文化を守り、継承していくことではないかなというふうに考えておりました。

最近は少子高齢化、過疎化というようなことで文化財も失われていくものが非常に多くて、外からものが入ってくるとどこの県も同じようなものがそういった文化を侵食していつてしまうという状況がありますので、そういう意味でも特に景観というものを特に強調させていただいたということです。大地に根差した文化というのは、新しいものを生み出していく上でも大事にしていきたいという思いで参加させていただきました。

ありがとうございました。

○**佐々木民夫会長** ありがとうございます。では、板垣委員お願いします。

○**板垣崇志委員** 審議を通じまして、県の御担当の皆様の作業というのを肌で感じながら本当に敬意と感謝を深く感じながらかわらせていただきました。本当にありがとうございます。私自身ほかの委員の皆様の御意見というのにも本当に刺激を受けたというか勉強させていただきました。それも本当にこの指針をつくるという目的のほかに、私がすごくこの過程から得たもので、大変ありがたく思っています。

障がい者の芸術活動というのは今社会的な関心を集め始め、また政策によっていろんな支援が始められようとして、本当にスタートの地点で全てはまだ流動的な状況かなというふうに思います。その中で、岩手県においてこういった指針が明示されることで、この後これが現場でどのように取組に反映されていくか、あるいはどのような課題が生じてくるかというところを丁寧に見ながら、私自身も引き続きそこにかかわり、議論し、いろいろな発信をしていきたいと思っています。将来的には今、障がい者の芸術というふうに言われて関心と力を注がれている領域というのが、そういうふうにくくられることなく、ほかの文化芸術と融合した形に変化していくのではないかなというふうに思います。その前段階として、こうして今まで意識されなかった領域に皆さんの関心が向くということが非常に重要なステップになるのではないかなとこの審議を通じて強く感じました。

ありがとうございます。

○**佐々木民夫会長** ありがとうございました。

委員の方々お話のように事務局の方々御苦労さまでございました。特にパブコメ等がた

しか12月27日締め切りですから、まさに年末のぎりぎりです。年をまたいでいろいろ取りまとめられて、私たち委員のほうに案を送付されて、その後調整ということで、働き方改革大丈夫かなと思いついて待っていましたが、本当に御苦労さまでございました。感謝申し上げます。

それから、今パブコメの話をしていただきましたが、どんな本数があるのかなと思ったのですが、何をもちょうど多い、少ないと言えるかわかりませんが、かなりの数が出てきたのかなと。それから、各種団体等に意見を伺ったのですけれども、ずっとそれを見ながら、実は交流の推進というけれども、これは何か指針をつくる時に「さあ、聞きましょうか」ではなくて、逆にいえば日常的に必要なのではなかろうかと。岩手の広域のところ、各種団体や各地の人たちが求めていると言ったら失礼ですけれども、いろいろ考えられている文化芸術の声がこんなにあるのかなというふうに私率直に驚いたところでございます。むしろこういうのを行政や、ここにおられる委員の方々も含めて、日常的に交流だとかコミュニケーションできるような場をつくるのが岩手の文化芸術の進展にかなり大きな力になっていくのではないだろうか。でないとイベント的になってしまって、何年に一遍アンケートやりました、どうでしょうということだと、これいけないのかなということを私自身戒めも含めて感じたところでございます。

大変かもしれませんが、今後いろんな形でそういうのを考えていただければというふうに、これはお願いでございます。

それから、今回の案は皆さん委員の方々お褒めいただいて、手前みそ的なことですが、私としても基本目標というのが明確になったということは非常によかったのかなと。このことによって岩手が目指す文化芸術、そこに歴史という言葉も入っていて方向性というのが出てきたのだろうというふうに思っております。

それから、先ほど言ったように文化交流の推進という言葉ですが、単なる振興ではなくて交流推進というのは非常に大事なことで、今委員の方々も言いましたように、多種多様で非常に幅広い分野でいろんなところを、異業種というわけではないですけども、大きなくくりで文化芸術の中でさまざまな形でかみ合わせたり、結びつけたりすることこそ、これからの岩手の文化芸術のポテンシャルをさらにアップさせるように重要なことではなかろうかなと思って、今回の答申案も皆さんがお考えいただいたのかなと思っています。

それから、坂田委員がお話のように今回の5つの概要にありますように、私としてみれ

ば今回の中で大きいことは、障がい者による云々という形、障がい者による文化芸術活動の総合的な推進という、これ先ほど本村委員もお話のように、あるいはひょっとすると全国的にもかなり早い段階で取り組んできたことを明確にしているということは、やはりこれは売りというわけではないですけれども、発信力を高めていって進めていくことが大事なのだろうし、その一つになってきたと。

それからもう一つ、アーツカウンシルですけれども、大きく文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築と、これやはり今までの10年ぐらいの流れの中で、岩手の広域性と多種多様なところで、やっぱりもう少し違った形でプロモートしているところの部局というわけでもないですけれども、行政に頼らないでやっていくのは大事で、それが一つのアーツカウンシルという形で明確に構築しますとうたっているのは、まさにこれからの県の方々が御努力いただくことかと思えますし、逆に県民の多くの人たちがどういうふうな姿・形になるのかという、期待値が高いことなのかなと思っておりますので、期待値が高いし、逆に検証するのは難しいところかもしれませんけれども、いい形になったのかなと思って感謝をしているところでございます。

いずれにしても、文化芸術というのはどこで決まる、ここまでで終わりということはないものですので、未来永劫というかずっと続いていくことだと思えますので、それを時代の状況に合わせながら、節目節目にいろんなことを、新たなものを取り込みながら続けていくということがまさに今までの縄文以降のストーリーにさらにいいストーリーを加味することかと思っています。

少し長くなりましたが、委員の先生方のおかげでいい答申ができたということを会長として、力不足の会長にいろいろ皆さん御協力いただいたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 ありがとうございます。委員の皆様から、この際何か連絡等々ございませんか。連絡事項等よろしいでしょうか。

6 閉 会

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 それでは、今年度を通して行われた第3期指針の策定でございますが、委員の皆様には長時間にわたり御審議いただき、大変ありがとうございました。事務局より厚く御礼申し上げます。

本日の審議会はこれもちまして閉会といたします。ありがとうございました。